○財務省告示第九十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年三月四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	九十二億円	九十五円八十銭
〃	〃	九十五億円	九十五円九十銭
〃	第五回	百二十億円	九十七円八銭
〃	〃	百二億円	九十七円九銭
〃	〃	六十億円	九十七円十銭
〃	〃	百億円	九十七円十一銭
〃	〃	三十億円	九十七円十三銭
〃	第七回	十二億円	九十六円三十一銭
〃	第九回	二億円	九十七円五十二銭
〃	〃	二億円	九十七円五十七銭
〃	第十回	六億円	九十七円四十一銭
〃	第十二回	三十七億円	九十七円二銭
〃	〃	六億円	九十七円四銭
〃	〃	六十五億円	九十七円五銭
〃	第十四回	三十億円	九十六円八十銭
〃	第十五回	百三十八億円	九十七円九十四銭
〃	〃	十四億円	九十七円九十九銭
〃	〃	四億円	九十八円四銭
〃	第十六回	四十八億円	九十七円三十二銭
〃	〃	十億円	九十七円四十一銭
〃	〃	二十九億円	九十七円四十二銭
合計		一千三億円	

○財務省告示第九十八号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十二年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定める。

ただし、平成二十一年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び平成二十二年度における予備費使用に係る経費を除く。

平成二十二年三月二十六日

財務大臣　菅　**直**人

別　表

1　一般会計

（1）歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域再生推進費
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費のうち
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金
		沖縄北部活性化特別振興事業費のうち
		沖縄北部活性化特別振興事業費補助金
		沖縄教育振興事業費
		沖縄開発事業費
		沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費
		沖縄沿山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
総務省	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費のうち
		無線システム普及支援事業費等補助金
外務省	外務本省	経済協力費のうち
		政府開発援助経済開発等援助費
文部科学省	文部科学本省	私立学校振興費のうち
		私立大学等経常費補助金
		私立高等学校等経常費助成費補助金
		私立学校施設整備費補助金
		国立大学法人施設整備費
		公立文教施設整備費のうち
		公立学校施設整備費負担金
		安全・安心な学校づくり交付金
	文化庁	文化財保存事業費のうち
		国宝重要文化財等保存整備費補助金
		史跡等購入費補助金